長期優良住宅建築等計画に係る
技術的審査業務規程

日本タリアセン株式会社

第１章　総　　則

（趣　旨）

第1条　この技術的審査業務規程（以下「規程」という。）は、日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の長期優良住宅建築等計画の法第 6 条第 1 項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第2条　技術的審査は、認定基準（技術的審査の対象となる住宅が存する所管行政庁の定める基準を含む。）への適合性について、公正かつ適確に実施するものとする。

（技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域）

第3条　技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務を行う区域については、JTC が別途定める住宅性能評価業務規程によるものとする。

（技術的審査の業務を行う範囲）

第4条　JTC は、JTC が別途定める住宅性能評価業務規程に記載されている住宅性能評価を行う住宅の種類について、技術的審査の業務を行うものとする。

2. JTC は、関係所管行政庁が定める区分のものについて、技術的審査の業務を行うものとする。

第２章　技術的審査の業務の実施方法

第１節　依頼手続き

（所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼）

第5条　所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「代理者」という。）は、JTC に対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を、正副 2 部提出しなければならないものとする。

(1) 別記様式 1 号の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項で定める認定申請書（第一号様式）

(3) 技術的審査の対象となる住宅の設計図書等（規則第 2 条第 1 項の表に定める図書その他 JTC が技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という。））のうち、技術的審査の依頼がされた認定基準の区分に応じ必要となる設計図書等。

2. 設計住宅性能評価を JTC に同時に申請する場合においては、技術的審査添付図書等のうち設計住宅性能評価添付図書と重複するものは省略することができる。

3. 設計住宅性能評価書が既に交付されている住宅について技術的審査の依頼をする場合においては、設計住宅性能評価書又はその写しの添付があれば、技術的審査添付図書等の

うち設計住宅性能評価添付図書と重複し、かつ、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）に定められた基準以外の認定基準の審査に要しないものは省略することができる。

4. 第 2 項及び第 3 項の場合における設計住宅性能評価添付図書は、技術的審査添付図書等として扱う。

（適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼）

第6条　依頼者は、第 11 条第 1 項の適合証の交付を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合において、JTC に変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者は JTC に対し、次の各号（JTC において直前の技術的審査を行っている場合にあっては、第 3 号を除く。）に掲げる図書を、正副 2 部提出しなければならないものとする。

(1) 別記様式 3 号の長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書。

(2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの。

(3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し。

（技術的審査の依頼の受理及び契約）

第7条　JTC は、第 5 条又は第 6 条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

(1) 技術的審査を依頼された住宅の所在地が、第 3 条の業務を行う区域内であること

(2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと

(3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと

(4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと

2. JTC は、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3. 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、JTC は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却する。

4. JTC は、第 1 項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者と JTC は別紙技術的審査業務約款に基づき契約を締結したものとする。

5. 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると JTC が認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上、定めた期日までに JTC に提出しなければならない旨の規定。

(2) 依頼者は、JTC が認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上、定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定。

(3) 別記様式 2 号の適合証の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、双方合意の上定めた期日までに JTC に変更部分の技術的審査用提出図

書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと JTC が認める場合にあっては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定。

(4) JTC は、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定。

(5) JTC は、依頼者が第 1 号から第 3 号までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定。

(6) JTC は、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定。

(7) 依頼者が、その理由を明示の上、JTC に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合に、その理由が正当であると JTC が認めるときは、JTC は業務期日の延期をすることができる旨の規定。

(8) JTC は、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定。

(9) JTC は、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定。

（技術的審査の依頼の取下げ）

第8条　依頼者は、前条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届（別記様式 6 号）を JTC に提出する。

2. 前項の場合においては、JTC は、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却する。

（所管行政庁から依頼される技術的審査）

第9条　所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行うものとする。

第２節　技術的審査の実施方法

（技術的審査の実施方法）

第10条　JTC は、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第 13 条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。

2. 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

(1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。

(2) 技術的審査を依頼された長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合しているかどうかを確認する。この場合、地震保険の割引のために地震に対する安全性の確保に関して免震建築物又は耐震等級 2 又は 3 に係る適合審査の依頼があった際には、当該基準に適合しているかについて審査を行う。

(3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該

住宅が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。

3. 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めるものとする。

（適合証の交付等）

第11条　JTC は、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合すると認めたときは、別記様式２号の適合証（第 6 条による依頼の場合は別記様式４号の適合証（変更））を依頼者に交付するものとする。

2. 前項の適合証の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 適合証交付番号　別表「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号

(2) 適合の範囲　技術的審査を行った認定基準の区分

(3) 前号に関連して、免震建築物又は耐震等級 2 又は 3 に係る適合審査の依頼があった際で、当該基準に適合している場合は、その旨を明示するものとする。

3. JTC は審査員の技術的審査の結果、依頼に係る長期優良住宅建築等計画の全部又は一部が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書（別記様式 5 号）を依頼者に交付するものとする。

第 3 章　技術的審査手数料

（技術的審査手数料）

第12条　JTC は、技術的審査の実施に関し、別に JTC において定める技術的審査手数料を徴収することができる。

2. JTC は、前項の技術的審査手数料についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

3. 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査手数料については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第 4 章　審査員

（審査員）

第13条　JTC は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第 13 条に定める評価員（JTC の社員以外に委嘱する評価員を含む。）で、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者（以下「審査員」という。）に技術的審査を行わせるものとする。

2. 審査員が、技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。

3. 法第 6 条第 1 項第 3 号にいう地域における居住環境の維持及び向上に関する技術的審査

については、地域における居住環境にかかる制限への適合を審査するものであることから、JTC の確認検査員による審査補助を得て行うものとする。

（秘密保持義務）

第14条　JTC の役員及びその社員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第５章　技術的審査の業務に関する公正の確保

（技術的審査の業務に関する公正の確保）

第15条　JTC は、JTC の役員又はその社員（審査員を含む。）が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該住宅に係る技術的審査を行わないものとする。

2. JTC は、JTC の役員又はその社員（審査員を含む。）が、技術的審査の依頼に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該住宅に係る技術的審査を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3. JTC は、その役員又は社員（過去 2 年間に役員又は社員であった者を含む。）のいずれかが当該 JTC の役員又は社員（審査員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は社員（審査員を含む。）が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないものとする。

(1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合

(2) 技術的審査の依頼に係る住宅について、前項の第 1 号から第 4 号までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第６章　雑　　則

（帳簿の作成及び保存方法）

第16条　JTC は、次の各号に掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

(1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

(2) 技術的審査業務の対象となる住宅の名称

(3) 技術的審査業務の対象となる住宅の所在地

(4) 技術的審査の依頼を受けた年月日

(5) 技術的審査を行った審査員の氏名

(6) 技術的審査手数料の金額
(7) 第 11 条第 1 項の適合証の交付番号
(8) 第 11 条第 1 項の適合証の交付を行った年月日又は第 11 条第 3 項の通知書の交付を行った年月日
(9) 技術的審査を行った認定基準の区分

2. 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。
3. 技術的審査の依頼と設計住宅性能評価の申請を併願する場合は、第 1 項の記載事項で住宅性能評価の帳簿と重複する内容の記載を省略とすることができる。

（帳簿及び書類の保存期間）

第17条　帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第 16 条第 1 項の帳簿　技術的審査の業務を廃止するまで。
(2) 技術的審査用提出図書（所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。）及び適合証の写し　適合証の交付を行った日の属する年度から 5 事業年度。

（帳簿及び書類の保存及び管理方法）

第18条　前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあっては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2. 前項の保存は、前条第 1 号に規定する帳簿への記載事項及び前条第 2 号に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

（事前相談）

第19条　依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、JTC に相談をすることができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第20条　JTC は、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（以下余白）

（附則）

この規程は、平成27年2月17日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年7月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年3月1日より施行する。

平成27年2月17日　制定

平成28年4月1日　改訂

平成30年7月1日　改訂

平成31年4月1日　改訂

令和3年3月1日　改訂

別表

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○』

1	～	3	桁目	登録住宅性能評価 JTC 番号（国土交通省登録番号とは異なる）
4	～	5	桁目	登録住宅性能評価 JTC の事務所毎に付する番号（本社：01）
6	～	9	桁目	適合証交付日の西暦
10			桁目	1：新築 2：増築・改築
11			桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12	～	16	桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別記様式１号

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書

（　新　築　／　増　築・改　築　）

年　　月　　日

日本タリアセン株式会社　御中

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準の区分】
- □　法第６条第１項第１号関係（長期使用構造等）
  - □　法第２条第４項第１号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
  - □　法第２条第４項第１号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
    （免震建築物、耐震等級２又は耐震等級３に係る適合審査を受けようとする場合
    □免震建築物　□耐震等級２　□耐震等級３）
  - □　法第２条第４項第２号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
  - □　法第２条第４項第３号関係（維持保全を容易にするための措置）
  - □　法第２条第４項第４号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
  - □　法第２条第４項第４号関係（エネルギーの使用の効率性）
- □　法第６条第１項第２号関係（住宅の規模）
- □　法第６条第１項第３号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
- □　法第６条第１項第４号イ及びロ又は同項第５号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
- □　法第６条第１項第４号ハ又は同項第５号ロ関係（資金計画）

【設計住宅性能評価申請の有無（新築のみ）】□有（□同一の機関　□他機関）　□無
【認定申請先の所管行政庁名】
【認定申請予定日】
【建築工事着手予定年月日】
【住宅の位置】
【住宅又は建築物の名称】
【住宅の建て方】

※受付欄	※手数料欄
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）
１．依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
２．依頼者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
３．代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
４．工事種別において該当するもの（新築、増築・改築）に○を付けて下さい。
５．技術的審査を依頼する認定基準の区分については、所管行政庁が定める区分の全てを依頼することとしてください。
６．地震に対する安全性の確保に関して免震建築物、耐震等級２又は耐震等級３に適合することを適合証に表示することを希望する場合はいずれかを選択してください。

別記様式２号

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適　合　証

（　新　築　／　増　築・改　築　）

依頼者の氏名又は名称　殿

日本タリアセン株式会社

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

１．住宅の位置
２．住宅又は建築物の名称
３．住宅の建て方
４．工事種別
５．認定申請先の所管行政庁名
６．適合することを確認した認定基準の区分

□　法第６条第１項第１号関係（長期使用構造等）
　□　法第２条第４項第１号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
　□　法第２条第４項第１号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
　（免震建築物、耐震等級２又は耐震等級３に適合する場合
　　□免震建築物　□耐震等級２　□耐震等級３）
　□　法第２条第４項第２号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
　□　法第２条第４項第３号関係（維持保全を容易にするための措置）
　□　法第２条第４項第４号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
　□　法第２条第４項第４号関係（エネルギーの使用の効率性）
□　法第６条第１項第２号関係（住宅の規模）
□　法第６条第１項第３号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
□　法第６条第１項第４号イ及びロ又は同項第５号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
□　法第６条第１項第４号ハ又は同項第５号ロ関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年　　月　　日
認定申請予定日	年　　月　　日
建築工事着手予定年月日	年　　月　　日
適合証交付年月日	年　　月　　日
適合証交付番号	○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○
審査員氏名	

別記様式３号

長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書

（　新　築　／　増　築・改　築　）

年　　月　　日

日本タリアセン株式会社　御中

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

下記の住宅ついて、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第６条に基づき、変更の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の適合証】

１．適合証交付番号　　第　　号

２．適合証交付年月日

３．適合証を交付した者

４．当初適合時の工事種別

５．変更の概要

６．変更の対象となる認定申請書の申請日

７．建築工事着手（予定）年月日

※受付欄	※手数料欄
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）
１．依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
２．依頼者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
３．代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
４．工事種別において該当するもの（新築、増築・改築）に〇を付けて下さい。

別記様式４号

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適　合　証（　変　更　）

（　新　築　／　増　築・改　築　）

依頼者の氏名又は名称　殿

日本タリアセン株式会社

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

１．住宅の位置
２．住宅又は建築物の名称
３．住宅の建て方
４．当初適合時の工事種別
５．認定申請先の所管行政庁名
６．適合することを確認した認定基準の区分

□　法第６条第１項第１号関係（長期使用構造等）
　□　法第２条第４項第１号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
　□　法第２条第４項第１号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
　（免震建築物、耐震等級２又は耐震等級３に適合する場合
　　□免震建築物　□耐震等級２　□耐震等級３）
　□　法第２条第４項第２号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
　□　法第２条第４項第３号関係（維持保全を容易にするための措置）
　□　法第２条第４項第４号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
　□　法第２条第４項第４号関係（エネルギーの使用の効率性）
□　法第６条第１項第２号関係（住宅の規模）
□　法第６条第１項第３号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
□　法第６条第１項第４号イ及びロ又は同項第５号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
□　法第６条第１項第４号ハ又は同項第５号ロ関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年　　月　　日
認定申請予定日	年　　月　　日
建築工事着手予定年月日	年　　月　　日
適合証交付年月日	年　　月　　日
適合証交付番号	○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○
審査員氏名	

別記様式５号

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

依頼者の氏名又は名称　殿

日本タリアセン株式会社

別添の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の住宅については、下記の理由により適合証を交付できませんので、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第１１条第３項に基づき、通知書を交付します。

（理由）

別記様式６号

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

取下げ届

年　　月　　日

日本タリアセン株式会社　御中

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

　　月　　日に依頼した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼につきまして、下記により長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第８条第１項に基づき、依頼を取り下げます。

記

１．依頼書提出日　：　　年　　月　　日

２．受付番号　：

３．住宅の位置　：